

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル
(コード番号 4290 ヘラクレス市場)
本社所在地 東京都千代田区麹町一丁目4番地
代表者名 代表取締役兼代表執行役員 玉上 進一
問合せ先 執行役員 経営企画室長 西田 直弘
TEL (03) 5213 - 0220

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されたことから、株券を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律の施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 定款変更の内容
 変更の内容は、以下の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株式の名義書換、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 10 条～第 49 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 7 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 9 条～第 48 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 21 年 6 月 25 日

以 上